

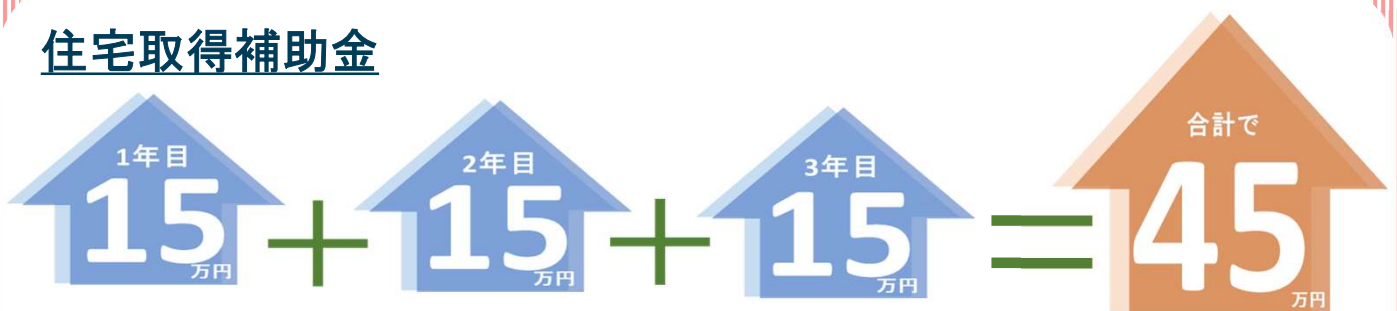
摂津市 多世代定住促進事業

親・子・孫で支え合う暮らしを3年間応援



摂津市では、市外から転入し、多世代での同居・近居を新たに始める子育て世帯に対し、住宅取得費用の一部を最大3年間補助します。

住宅取得補助金



※毎年申請が必要です。

▼▼▼▼申請前に下記窓口までお問い合わせください。▼▼▼▼

摂津市役所建設部建築課

〒566-8555

大阪府摂津市三島1丁目1番1号

☎ 06(6383)1407

✉ kenchiku@city.settsu.osaka.jp



補助金額

- 補助率: 住宅取得費の 10%
- 年間上限: 15万円
- 最大3年間: 45万円※各年度1回申請

同居・近居・多世代とは

- 同居→ 親世帯と子世帯が同一住宅に居住
- 近居→ 親世帯と子世帯が市内の別住宅に居住
- 多世代→ 直系尊属に該当する親、子及び孫

申請期限（1年目）

- 住宅の登記完了日の翌日から 1年以内
※ただし各年度の3月15日まで

申請期限（2・3年目）

- 各年度の4月1日～10月31日まで

主な必要書類 （1年目）

- 申請書
- 戸籍謄本（子と親の関係が分かる書類）
- 住民票
- 住宅の登記事項証明書、検査済証
- 売買契約書または工事請負契約書
- 市税完納証 など

対象となる世帯

次のすべてに当てはまる方

- 市外から転入した子育て世帯
（中学生以下の子どもがいる、または出産予定）
- 親世帯との同居または近居を新たに開始
- 摂津市内で住宅を取得
- 市税の滞納がない
- 子世帯が生活保護を受給していない

【2・3年目】

- 多世代による同居又は近居が継続
- 多世代の関係が維持されている
- ※子世帯又は親世帯のいずれかが市外へ転出したとき、死亡、離婚その他の事由により多世代の関係が解消されたときは対象外となります。



主な必要書類 （2.3年目）

- 申請書
- 対象条件は市で調査します

2.3年目も申請が必要です

ご注意

- 予算の範囲内で先着順
- 不正受給が判明した場合は返還あり
- 対象条件・必要書類等については、窓口まで
- お問い合わせください



詳細はこちら

（摂津市建設部建築課HP）